北海道手をつなぐ育成会
げっぽう

第687号
昭和39年3月13日第三種郵便物認可第10号（毎月1日発行・定価一部10円会費に含む）
●発行日―平成27年４月１日
●発行所―一般社団法人北海道手をつなぐ育成会
〒060-0002　札幌市中央区
北2条西7丁目かでる2・7（4Ｆ）
電　話　011-251-0855
ＦＡＸ　011-251-0804
Ｅメール　doikusei@air.ocn.ne.jp
●発行人―奈須野益
印刷所　㈱北海道機関紙印刷所

障がいのある子の健やかな発達を願って（その2）
～育成会活動を通して
今、親と支援者がやれること～

北海道手をつなぐ育成会　副会長　佐藤　春光

（3月号からの続き）

3障がいのある人の今

・障がいのある人の年収

●障がいのある人の99％が『ワーキングプア』の水準で生活しています。

◎障がい年金、工賃などを含めた年収を調査したところ

１１２万円以下（85％）、２００万円以下（14％）、２０１万円以上（１％）

◎平均40歳の障がい者1万人にアンケート調査

半数以上が親と同居していると回答（地域で暮らすことができない）

結婚している人（男女とも４％）

4私たちには「やれること」も「やること」も沢山ある

育成会の会員は年々減少してきています。ところによっては会員の高齢化によって無くなるところもあります。育成会は必要なくなったのでしょうか。かつての障がい者の実態と比べると「良くなった」のでしょうか。親の「悩みは無くなった」のでしょうか。

しかし、このところの新聞報道を見ても、障がい者を抱える親や兄弟の悩みが軽減したとは思えません。3・11の東北大震災でも障がい者の死亡率は健常者の倍となっていました。

逆に、現在の障がい者の実態も、親や兄弟、支援者の支援なしに生活は成り立たないという現実なのです。近年発達障害者の事件が世間を驚かせていますが、長い間、障がい者の範囲を狭め、親任せ・家族任せにしてきた問題が表に出てきただけのような気がします。

「自己責任」が強調され始めたのも、公的責任をだんだん後退させ、親・兄弟が面倒を見なければならないという主張が大手を振り始めただけの様な気がします。

私たちがやることはたくさんあるのです。

やれることも沢山あるのです。日本の予算の使い方は、他の国と比べてみると違いがわかります。障がい者分野の予算があまりにも少ないのです。

スウェーデンの10分の1、世界平均の半分なのです。

今までの人間の歴史の中で、当事者や関係者が何も声を出さないで、為政者の情けで実現した福祉は何一つないことを肝に銘ずる。

5手をつなぐ育成会（親の会）の出発は東京の3人の母親（？）

東京の3人の母親から手をつなぐ親の会（旧称）は出発したと言います。しかし、北海道の手をつなぐ親の会を見ても、初代会長が北大教育学部教授（後の道教育大学学長）の城戸幡太郎氏が就いた様に、多くの教育関係者や支援者に支えられての会なのです。

白老の手をつなぐ育成会も初代の会長は障がい児学級の置かれた学校のＰＴＡ会長でした。

手をつなぐ育成会は、親や障がい当事者の願いを実現するために、支援者も含めた会員組織だったのです。

親だけの会からの脱出こそが育成会活性化の鍵なのです。そのことが文字どおり手をつなぐ会になる道だと思う

のです。

6まず先生と親が手をつなぐ

障がい児の子育ては大変なものです。子どもの未来に光が見えるのは何度も山を越えなければなりません。生活が困難であれば、子どもの世話も学校行事への参加もあまりしないと言うこともあります。

今も昔も先生が果たしている役割は大きなものがあります。当事者と同じように「この子を何とかしたい」と思えるのが先生なのです。様々な要求の出発点は親や当事者であったとしても、その要求を政策化し実現するのは当事者だけでは無理なのです。

そこで先生へのお願いです。できれば先生から手をさしのべていただけるとありがたいのです。高等養護学校等でも、かつての先生は「親の会に入っていますか、入った方が良いですよ。」と新入児の親に言ってくれたそうです。今でも全道の多数の学校に事務局が置かれています。どちらが先でもかまいません。先生と親の協力無しには、障がい児の明日は輝かないのです。

7「歩きながら考え、考えながら歩く」

白老町手をつなぐ育成会は、「全ての子どもが歩いて通える学校に」というスローガンを掲げて全町の全ての学校に特別支援学級の設置を要望したのが運動の始まりでした。それから18年間休まず歩き続けた結果が現在につながっています。

私たちは「歩きながら考え、考えながら歩く」歩みを止めない努力が育成会にとっては一番大事なものだと思っています。人はだまっていても入れ替わっていくものです。ぶれない初心の運動を続けるとき、振りかえってみると道ができているのだと思います。

組織やお金を信じるのではなく、人間を信じる。信じ含える人間関係を創ることに私たちの活動の意味があるのです。

8今までの道→これからの道

この世の中にたくさんいる人間の間に線を引くから障がい者と健常者がいるのです。本当は、そんな一線などないのです。あるのは、空間の様々な地点に存在する人間なのです。

障がい者等社会的弱者を支える体制は、自治体や企業など体力のあるものの支援が欠かせません。手をつなぐ育成会からすると、広く人材を地域に求め、自治体や企業と意識的に手をつなぐこと抜きには『障がい者が地域で普通に暮らす』ことなど出来ないのです。

9運動体と事業体の統一→事業体が力をつける

育成会が運営する事業所と、施設とは何が違うのでしょうか。それは一目瞭然です。どんな立派な施設でも入所施設であれば入所者以外に関心を示しません。経営が第一だからです。もちろん育成会が運営する事業所だって経営は大事です。経営のノウハウはしっかり学ばなければなりません。

しかし、事業を何のためにするかという根本は、その地域に住む障がい者の豊かな生活を保障する為のはずです。だとしたなら、問題にするのは定員ではなく地域の障がい者全てに心を寄せることなのだと思います。

過疎化する北海道にあっては、自らも地域の資源としての自覚を持ち、地域づくりに力を発揮するべきだと思います。そんな事業体と運動体が結び合ったとき、広く人材が集まり自らも変わっていけるのではないでしょうか。

『歩きながら考え、考えながら歩き続ける』ことなのです。

今年もまた悲劇が生まれてます

今年の公立特別支援学校高等部入学者選考検査結果は、全道で40名が第1次不合格となり、2次合格者は22名でした。18名の受験者にとって厳しい結果となりました。不合格者のほとんどが生活科の受験者で、第1次不合格者は21名で2次合格者は4名です。

不合格者にとっては、大変な苦悩の中で進路を検討していると言えます。

内訳は、札幌市内の第1次不合格者と2次合格者は15名と11名です。札幌市近郊の第1次不合格者と2次合格者は22名と1名です。その他道央圏の第1次不合格者と2次合格者は0名と5名です。その他の地区の第1次不合格者と2次合格者は、3名(あいべつ2名、釧路鶴野1名)と5名(今金・小平・美深・幕別・中標津が各1名) です。

今年も札幌市内及び近郊の不合格者が多く生じています。また、生活科から多くの不合格者を出しており、1日も早く住み慣れた地

域から学校に通えるようにしたいものです。

「障害者差別解消法」基本方針が閣議決定される

内閣府「障害者政策委員会」において議論されてきた、障害者差別解消法の基本方針について、2月24日に閣議決定されました。

その背景と基本的な考え方について、その概要を記載します。

1 法制定の背景

平成19年に障害者権利条約に署名して以来、国内法の整備等を進め、平成26年1月に障害者権利条約を締結。平成23年の障害者基本法改正では、「差別の禁止」を基本原則として規定し、同原則の具体化のため、平成25年に障害者差別解消法（以下「法」という。）が成立。

2 基本的な考え方

(1)法の考え方

● 共生社会の実現には、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要。

法は、行政機関等及び事業者に対し、障害者差別解消に向けた具体的取組を求めるとともに、普及啓発活動等を通じて、障害者も含めた国民一人ひとりによる自発的な取組を促す。

● 法に規定された合理的配慮の提供に当たる行為は、既に社会の様々な場面において日常的に実践されているものもある。

こうした取組を広く社会に示すことにより、国民一人ひとりの障害に関する正しい知識の取得や理解が深まり、障害者との建設的対話による相互理解が促進され、取組の裾野が一層広がることを期待。

(2)基本方針と対応要領・対応指針との関係

● 基本方針に即して、行政機関等は、職員の取組に資するための「対応要領」を、主務大臣は、事業者の取組に資するための「対応指針」を、具体例も盛り込みながら作成し、行政機関等の職員に徹底し、事業者の取組を促進するとともに、広く国民に周知。

● 地方公共団体等については、地方分権の観点から、対応要領の作成は努力義務。

(3)条例との関係

法の施行後も、地域の実情に即した既存の条例（いわゆる上乗せ・横出し条例を含む。）は引き続き効力を有し、また、新たに制定することも制限されない。

フロンティア登別オープン!!

社会福祉法人ホープ（理事長片山のぶ子氏）が設置主体としてかねてより登別市中登別町に建設中でありました〝フロンティア登別〟が無事竣工し、4月1日から就労継続支援B型の事業所（定員25名）として開所します。

売店と鹿肉ハンバーグ工場を主な作業職種として、障がいを持つ仲間が楽しく仕事に取り組める事業所として、様々な人たちが集い語らいながら育っていく社会資源として地域とともに歩んでほしい等新たな作業所に向ける期待が膨らんでいます。

今後の予定

- 4月30日㈭ ・道育成会理事会 於：かでる2・7
- 5月28日㈭ ・道育成会定時総会 於：かでる2・7
- 5月30日㈯ ・通所事業所連絡協議会定期総会 於：かでる2・7
- 8月8日㈯～9日㈰ ・第60回北海道手をつなぐ育成会全道大会・北広島大会 於：北広島市芸術文化ホール他

AIU 生活サポート総合補償制度のご案内

安心をお届けします

2007年４月に日本で誕生した知的障害児者と自閉症児者専用の保険です。

AIUの普通傷害保険（2015年1月現在の内容です。）
（知的障害者等福祉団体傷害保険特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット）

病気やケガまたはその検査のため入院したとき（保険期間中に開始した入院の４日目から30日限度）
入院給付金（付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用、入院一時金）

他人にケガをさせたり、他人のものを壊して法律上の賠償責任を負ったとき（国内外補償）
個人賠償責任保険金：1事故1億円限度（自己負担金額なし）

ケガをしたとき
死亡・後遺障害・入院・通院・手術保険金　地震・噴火・津波危険補償特約セット

病気で死亡したとき
葬祭費用保険金

お問合せ先）株式会社ジェイアイシー北海道支店
〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目8-2 SRビル4F
TEL：011-221-7009 FAX：011-221-1704
http://www.jicgroup.co.jp

引受保険会社）AIU損害保険株式会社札幌支店
〒060-0001 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 アーバンネット 札幌ビル 4階
TEL：011-204-7510 http://www.aiu.co.jp
受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

北海道知的障害児者生活サポート協会
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
かでる2・7 4階 北海道手をつなぐ育成会内
TEL：011-251-0855 FAX：011-251-0804
（A-000506）

病気・ケガの入院　個人賠償補償　被害事故の解決

障がいのあるご本人と、そのご家族・施設従事者のための総合保険です。

ぜんちの
あんしん保険

平成25年料率改定

少額短期健康総合保険（無告知型）2012年創設

*この広告は商品の概要を説明しております。ご契約の際には必らず「パンフレット」「重要事項説明書」をご確認ください。

保障内容（A−1プランの場合 年間保険料 17,000円）

死亡保険金	10万円	法律相談費用	5万円 までの実費
特定重度障害保険金	10万円	弁護士委任費用	100万円 までの実費
入院保険金	1日につき 8,000円 ※1 ※2	接見費用	1万円
入院一時金	10,000円	個人賠償責任保険金	てん補限度額 1,000万円
傷害通院保険金	1日につき 1,000円 ※1		

※1：一回の入院または一回の通院につき、30日限度。
※2：てんかんによる入院の場合は一日につき4,000円となります。

詳しい資料のご用命は、下記代理店へお願いいたします。

○取扱代理店
有限会社 オフィスブレイン
TEL 011−207−2522
〒060-0032 札幌市中央区北２条東３丁目２番地 札幌セントラルビル２F

○引受保険会社
ぜんち共済株式会社
〒101-0032 東京都千代田区岩本町3-5-8 岩本町シティプラザビル 5F

知的障がい者専用補償制度
アイ・ライフ I·LIFE

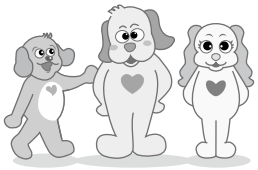

病気に対する補償が新しい!!

1. すべてのケガおよび病気による死亡（葬祭費用）を補償
2. すべてのケガおよび病気による入院を補償
3. さらに傷害事故の場合は「傷害入院」「傷害通院」「傷害治療費」が入院保障とは別件で補償されます。
4. 入院した場合は、1日目より補償（180日限度）
5. 「疾病性てんかん」「てんかんに伴う転倒事故」「自傷行為」「闘争行為」などによる入院も補償されます。

アイ・ライフ 補償内容

病気	死亡（葬祭費用）	100万円
	入院（180日限度）	10,000円
ケガ	死亡（葬祭費用）	100万円
	入院（180日限度）	12,000円
	通院（90日限度）	1,000円
	傷害治療費（実費）	50万円
	手術費用（本会規約別表1参照）	2・4・8万円
賠償	第三者賠償（免責なし）	5,000万円

あなたとあなたの家族が毎日の生活を安心して過ごす為の補償制度、それが アイ・ライフ です。

お問い合わせ先
制度補償会 障害者補償会
〒064-0801 札幌市中央区南1条西20丁目2-1 建設管理センタービル8F 担当：石山・笹谷

お電話を頂ければすぐに資料をご郵送致します。
フリーダイヤル 0120-185-001